

# すかがわ統計月報 6年3月発行

須賀川公共職業安定所 962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話) 0248-76-8609  
 石川地方職業相談室 963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話) 0247-26-2484

## 管内の雇用情勢(令和6年2月内容。パートを含む)

### 求人倍率

■**新規求人倍率 1.52倍**(対前年同月比0.14ポイント上昇、対前月比0.09ポイント低下)

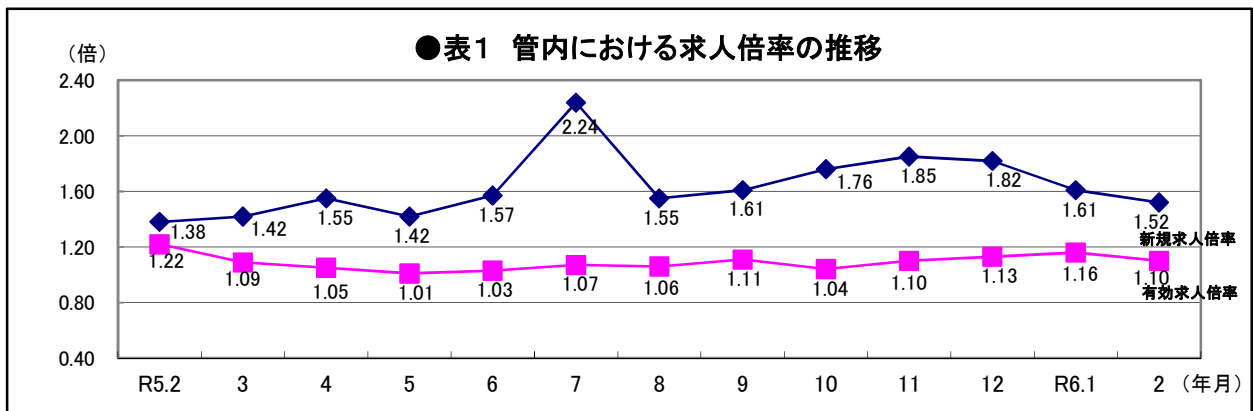
2月の新たな求職申込みは500件、求人申込みは761人分でした。  
 これは、1件の求職申込みに対し1.52人分の求人が申し込まれたことになります。

※新規求人倍率: 新規求人数/新規求職者数  
 新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■**有効求人倍率 1.10倍**(対前年同月比0.12ポイント低下、対前月比0.06ポイント低下)

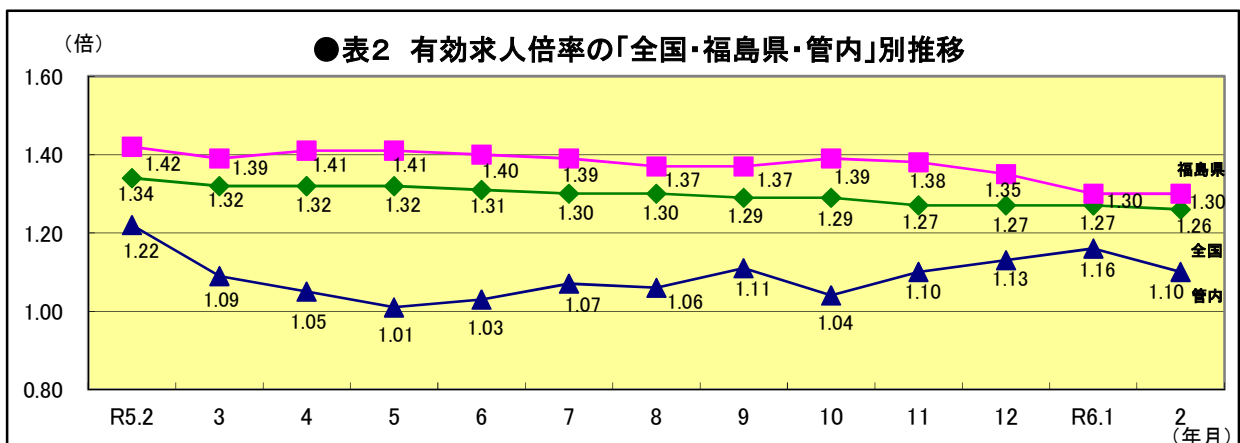
1月から引き続き求職している方と2月に新たに求職申込みした方の合計が1,936人であったのに対し、1月から繰り越された求人と2月に新たに申し込まれた求人の合計は2,137人でした。  
 これは、1人の求職者に対し1.10人分の求人になります。

※有効求人倍率: 有効求人数/有効求職者数  
 有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。



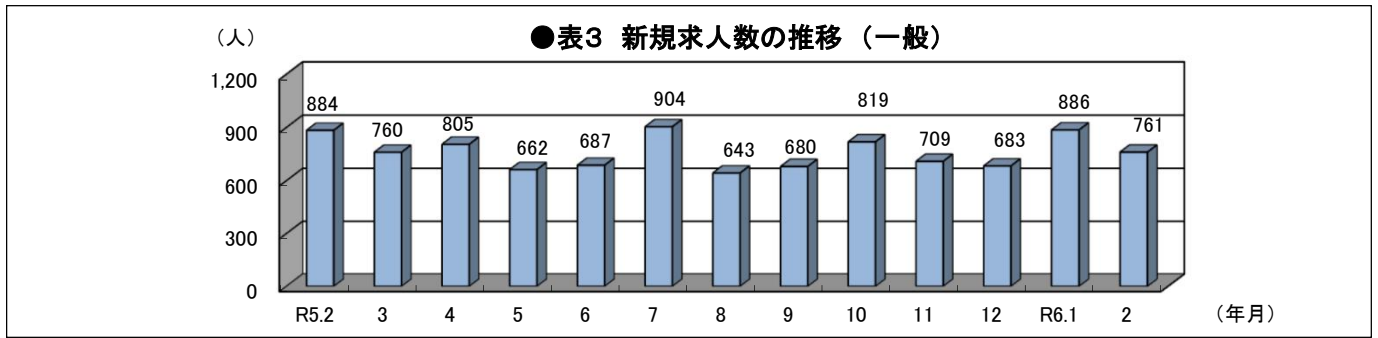
■**有効求人倍率 【全 国】1.26倍**(対前年同月比0.08ポイント低下、対前月比0.01ポイント低下)  
**【福島県】1.30倍**(対前年同月比0.12ポイント低下、対前月比±0)  
**【管 内】1.10倍**(対前年同月比0.12ポイント低下、対前月比0.06ポイント低下)

※なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



# 求人

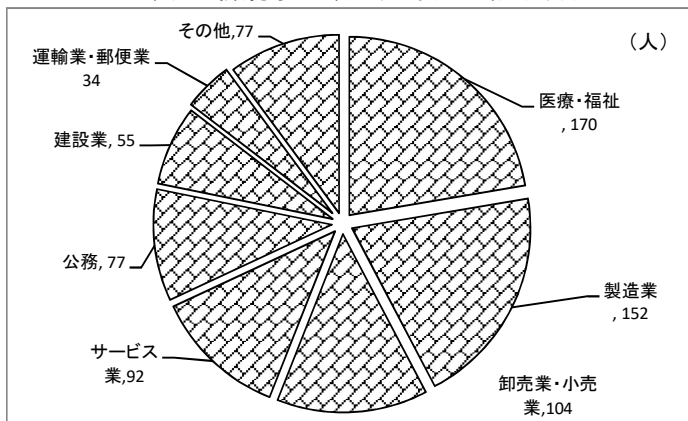
■新規求人数 761人(対前年同月比13.9%減、対前月比14.1%減)(表3)



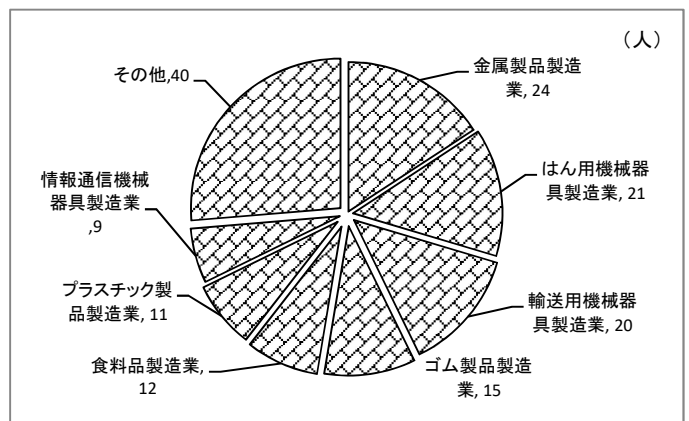
2月の新規求人数を産業別に見ると、医療・福祉が170人と最も多く、全体の22.3%を占めており、次いで製造業、卸売業・小売業、サービス業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、金属製品製造業が24人と最も多く、製造業全体の15.8%を占めており、次いではん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、ゴム製品製造業となっています。(表5)

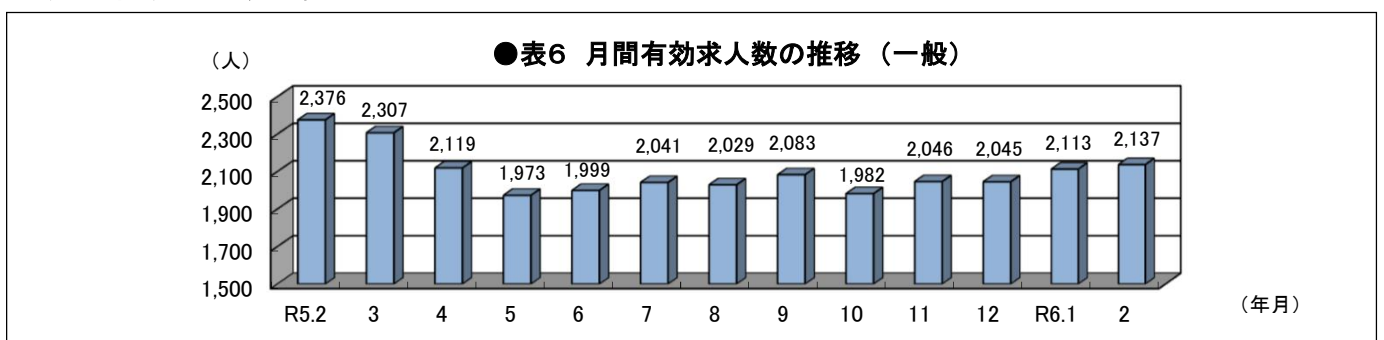
●表4 新規求人数の産業別内訳(2月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(2月)

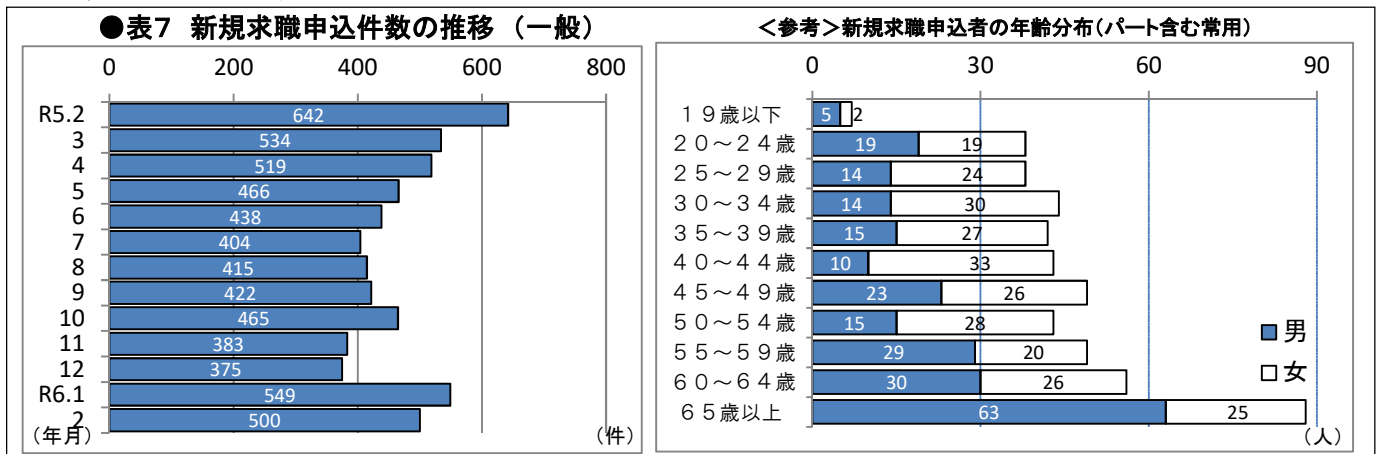


■月間有効求人数 2,137人(対前年同月比10.1%減、対前月比1.1%増)(表6)

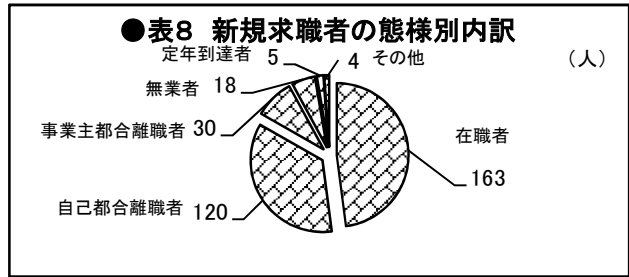


# 求職

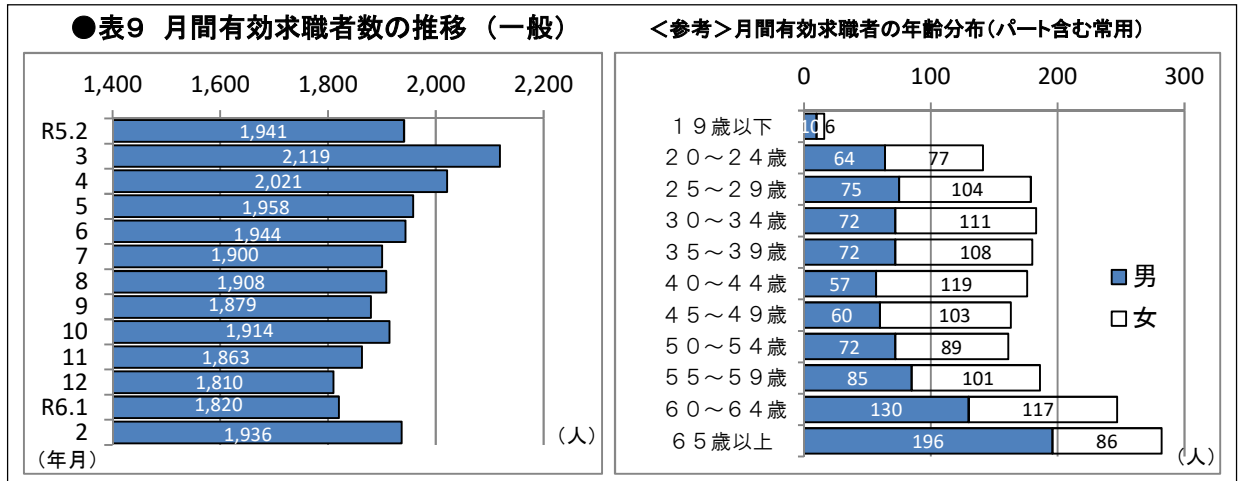
■新規求職申込件数 500件(対前年同月比22.1%減、対前月比8.9%減)(表7)



2月の新規求職申込件数340件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が163人と最も多く、全体の47.9%を占めており、次いで自己都合離職者(同35.3%)、事業主都合離職者(同8.8%)、無業者(同5.3%)、定年到達者(同1.5%)となっています。(表8)



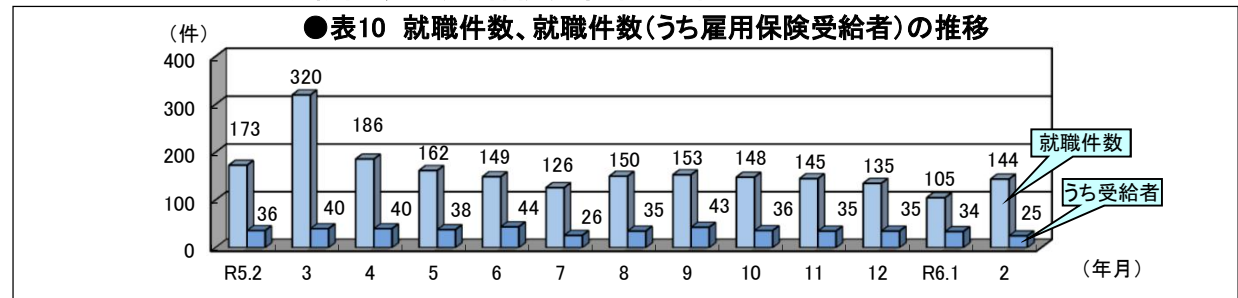
■月間有効求職者数 1,936人(対前年同月比0.3%減、対前月比6.4%増) (表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

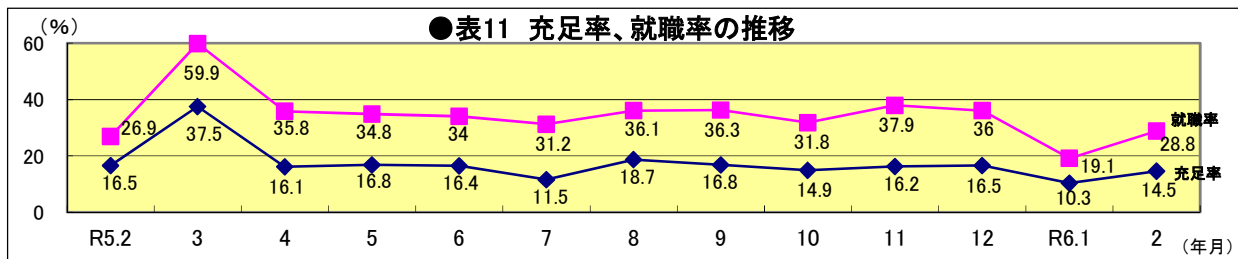
■就職件数 144件(対前年同月比16.8%減、対前月比37.1%増)  
 ■就職件数のうち保険受給者 25件(対前年同月比30.6%減、対前月比26.5%減) (表10)



充足率、就職率

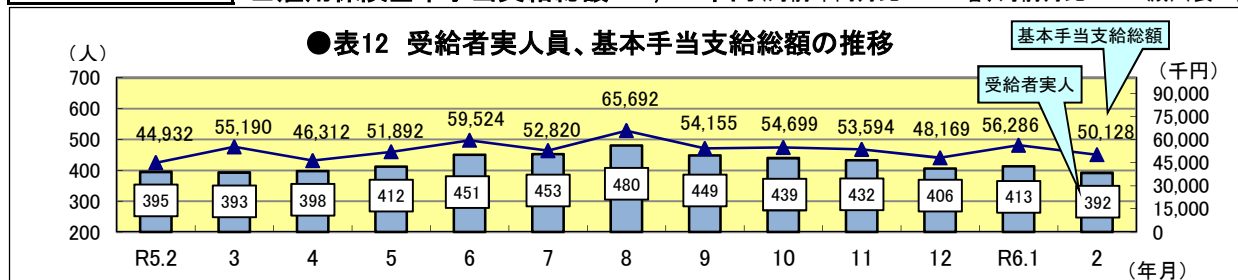
■充足率 14.5% (対前年同月比2ポイント低下、対前月比4.2ポイント上昇)  
 ■就職率 28.8% (対前年同月比1.9ポイント上昇、対前月比9.7ポイント上昇) (表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 392人(対前年同月比0.8%減、対前月比5.1%減)  
 ■雇用保険基本手当支給総額 50,128千円(対前年同月比11.6%増、対前月比10.9%減) (表12)



# 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、2024（令和6）年4月1日以降、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の明示をお願いします。

## ① 従事すべき業務の変更の範囲 ※

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「変更範囲：変更なし」と明示してください。
- ・将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

職種：介護員

仕事の内容：  
グループホーム（2ユニット：18人定員）にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いただきます。

（主な業務）  
・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など日常生活の介助  
・介護記録作成 ・誕生日会などレクリエーションプログラム開催  
・買い物代行や、食材の買い物 ・機能訓練 など  
※社用車（普通車1BOX：AT車）の運転をお願いすることがあります  
変更範囲：合計 1 経理事務、障言者福祉施設指導員

(様式0033本)

## ② 就業場所の変更の範囲 ※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

<input type="checkbox"/> 事業所所在地に同じ	<input type="checkbox"/> 各就業所の就業場所に同じ	<input type="checkbox"/> 在宅勤務に該当
〒 000 - 0000 〇〇県△△市□□町3番地		
送付先： 就業場所に関する特記事項： 〇〇線 □□ 駅から徒歩 ②分	10 分	
従業員数：就業場所（ 22人）うち女性（ 12人）うちパート（ 14人）		
受給対象対象 受給対象対象に関する特記事項： （あり） 受給対象対象の内容（雇用形態） 2 なし（受給可） 3 その他		
マイカー通勤	<input type="checkbox"/> マイカー通勤可 <input type="checkbox"/> 駐車場あり ※特約について「求人」欄の特記事項欄に記載してください。	
転勤の可能性	① あり <input checked="" type="checkbox"/> 転勤範囲： A 事業所、B 事業所 2 なし	

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

## ③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※ 通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

■ 原則更新の場合は以下のように明示してください。

**有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合**

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間〇年／更新回数〇回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

■ 条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

・「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載

・有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1 定めなし	② 定めあり(4ヶ月以上)	3 定めあり(4ヶ月未満)	4 日雇(日々又は1ヶ月未満)
	年 月 日 ~ 年 月 日	又は 1 年 〇 ヶ月		
契約更新の可能性	2 なし	① あり（原則更新）	条件付きで更新あり	
		（契約更新の条件：更新回数上限3回）	会社が定める能力評価により判断（通算契約期間上限4年／更新回数上限3回）	

Q 就業場所・業務に限定がない場合、どのように記載すればよいですか？

A 就業場所・業務に限定がない場合は、「会社の定める○○」と記載するほか、変更の範囲を一覧表として別途求職者に手交することも考えられますが、求職者とのトラブル防止のため、**できる限り就業場所・業務の範囲を明確にするのが望ましい**です。

Q 今回の明示事項について、記載欄に書き切れない場合は、どうすればよいですか？

A 今回の明示事項について、指定された欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載してください。

このリーフレットの内容や具体的な求人票の記載方法については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。